



学校給食のしおり

令和8年4月版

このしおりは、学校給食費のお支払いや各種手続き等を記載しています。学校給食は保護者の皆様の学校給食費によって提供されています。よくお読みいただき、適切な学校給食の運営にご協力をお願いいたします。

下呂市の学校給食

学校給食は教育の一環として実施され、成長期にある児童・生徒に栄養バランスのとれた安全・安心な食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを目的とする教育活動として位置づけられています。下呂市の学校給食は、市内産の野菜や国産食材を積極的に使用しながら、食事内容の充実を図り、衛生面や食材の安全対策を徹底して「安全・安心・おいしい学校給食」の提供を心掛けています。

学校給食費

学校給食は、「学校給食喫食届出書」をご提出いただいた方に提供し、お支払いいただきます。お支払いいただく金額は、学校・学年によって異なります。 ※一部、就学援助の対象者を除く

【学校給食単価】

小学生 340 円 → 保護者負担額 0 円

中学生 390 円 → 徴収額 300 円（年度末に半額を助成。下記参照）→ 保護者負担額 150 円

保護者の皆さまにご負担いただく学校給食費は食材費のみに充てられています。ほかにも人件費、光熱水費、運搬費、施設維持管理費等の経費がかかっており、これらは全て下呂市の税金によって賄われています。市民の皆さまのお力により栄養満点でおいしい学校給食が子どもたちに安く提供できています。

<令和8年度 学校給食費支援事業> 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

小学生：国の制度に基づく負担軽減支援に加え、物価高騰分を公費で負担し、完全無償化

中学生：* 物価高騰分を公費で負担し、保護者負担額の値上げを据え置き

* 4～6月相当の給食費を無償化（公費で負担）

* 保護者徴収額の半額を公費で助成（市内の中学校・特別支援学校の中学部に在籍し、市内に住所を有する生徒の保護者で完納された方。別途申請は必要です。）

令和5年度より学校給食費は市が徴収管理しています

以前、学校給食費の徴収は各学校が行っていましたが、令和5年4月からは下呂市が直接徴収一括管理をしています。

・口座振替できる金融機関を拡充し、保護者の利便性、多様性の向上を図りました。

下呂市の指定金融機関および収納代理金融機関【8機関】へ拡充。

・学校給食費の徴収管理に関わっていた学校職員の業務負担軽減を図ることで学校現場の働き方改革を進めます。

5月に「納入通知書」を送付します

「納入通知書」は、決定した学校給食費の各金額と振替予定日をお知らせするものです。

1年間の学校給食費は『10回』に分け、お支払いいただきます。

※令和8年度は、4～6月相当を無償化するため、第1回(5月)及び第2回(6月)の口座振替は行いません。無償化後の金額を残りの8回で口座振替します。

【年間学校給食費の算定方法】

年間学校給食費=学校給食実施食数×学校給食単価

※学校給食実施食数については各学校で授業日、行事等を考慮するため異なります。

令和8年度の学校給食費口座振替計画は下記のとおりです。

令和8年度	口座振替月									
中学校	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1～2年			5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	※ 精算月
3年			4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	※ 精算月

※2月の口座振替時に各学校の学校給食実施食数に基づき、精算を行います。

納付方法と納付期限

【納付方法】

原則「口座振替」となります。口座振替が可能な金融機関は下記の通りです。

(取扱金融機関一覧)

○飛騨農業協同組合 ○十六銀行 ○大垣共立銀行 ○益田信用組合 ○高山信用金庫

○八幡信用金庫 ○関信用金庫 ○ゆうちょ銀行

【納期限】

下記の表に従って口座振替を実施します。納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
振替月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
振替日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	末日	25日	末日	末日

※振替日が土・日・祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日に実施します。

※口座振替は各納期限に1回のみ行います。振替日に残高不足で口座振替が実施できない場合は「督促状」と「納付書」が送付されます。納期限までに必ず納付してください。延滞した場合は面談等による納付に係る協議を行います。

学校給食費の各種手続き

【届出様式一覧】

- ①「学校給食喫食届出書」(様式1)
 - ②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)
 - ③「学校給食喫食変更届出書」(様式2)
 - ④「学校給食停止・再開届出書」(様式3)
 - ⑤「学校給食欠食届出書」(様式4)
- ③④⑤各様式が必要な場合は学校へお問合せください。
市 HP よりダウンロードすることも可能です。

1.学校給食を届け出る場合

学校給食を喫食する方は以下の書類①②をご提出ください。

- ①「学校給食喫食届出書」(様式1)→学校へご提出ください。
 - ②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)→登録を希望される金融機関の窓口でお手続きください。
- ※生活保護費・就学援助費・就学奨励費の受給者の方もご提出ください。
※兄弟が小中学校に併せて所属している場合、提出は1枚で結構です。

2.学校給食の届出内容を変更する場合

児童生徒、届出者(保護者)の情報等の変更が生じる場合や、市内の学校間で転出入する場合は③「学校給食喫食変更届出書」(様式2)を学校へご提出ください。

※下呂市ホームページに記載されるリンクからオンラインによる申請が可能です。ただし、市内の学校間で転出入する場合は除く。

3.学校給食を長期間(1ヶ月以上)停止または再開する場合

・長期間(1ヶ月以上)、休学等により学校給食を停止または再開する場合、④「学校給食停止・再開届出書」(様式3)を学校へご提出ください。

・市外の学校へ転校する場合は、④「学校給食停止・再開届出書」(様式3)を学校へご提出ください

※詳細については5ページ「学校給食費の変更について」を参照してください。

4.学校給食を短期間(1ヶ月未満)停止する場合

傷病、家庭の都合等により短期間(1ヶ月未満)において学校給食を一時、欠食する場合は、

- ⑤「学校給食欠食届出書」(様式4)を学校へご提出ください。

※詳細については5ページ「学校給食費の変更について」を参照してください。

5.振替口座を変更する場合

振替口座を変更する場合は、金融機関へ②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)をご提出ください。尚、提出後、変更までに2か月程度要する場合があります。

学校給食の減額

学校給食費は学校給食の停止・欠食等に係る届出書の提出により減額できる場合があります。詳細については5ページ「学校給食費の変更について」をご参照ください。

生活保護・就学援助・就学奨励費の受給者の方

【生活保護費の受給者の方】

学校給食費の請求は学校給食センターから担当部署(社会福祉課)に直接行います。担当部署は、対象者に支給する生活保護費のうち、学校給食費分を学校給食センターへ支払います。

①「学校給食喫食届出書」の提出をお願いします。認定が解かれた場合、学校給食費は保護者負担となることから②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)について金融機関にて手続きをお願いします。

【就学援助の受給者の方】

学校給食費の請求は学校給食センターから担当部署(教育総務課)に直接行います。担当部署は、対象者に支給する就学援助のうち、学校給食費分を学校給食センターへ支払います。

①「学校給食喫食届出書」の提出をお願いします。認定が解かれた場合、学校給食費は保護者負担となることから②「口座振替依頼書兼変更届出書・自動払込利用申込書兼廃止届書」(3枚複写)について金融機関にて手続きをお願いします。

「学校給食費の変更について」

予め提出された各種届出書の内容に基づき学校並びに学校給食センターが認めた場合、学校給食の欠食・停止が可能となり、学校給食費を返還又は減額することが出来ます。

学校給食費の返還又は減額に係る取扱い

病気等により、給食がある日を5日以上連続して欠食する場合、予め各種届出書の提出が必要となります。

- ・市内の学校間への転校の場合→③「学校給食喫食変更届出書」(様式2)
- ・市外の学校への転校及び1ヶ月以上の欠食を届出する場合→④「学校給食停止・再開届出書」(様式3)
- ・給食がある日を連続して5日以上1ヶ月未満の欠食を届出する場合→⑤「学校給食欠食届出書」(様式4)

各種届出書については、変更希望日の2週間前の金曜日(休日の場合前日)までに提出して下さい。

※⑤「学校給食欠食届出書」の場合、欠食届出期間満了後、自動的に学校給食を再開します。

※届出内容に変更が生じる場合は学校へご相談ください。

※何等かの理由により届出・受理が遅れた場合、希望日からの対応はできませんのでご了承下さい。

※急遽、感染症、天候等で休校(学年閉鎖・学級閉鎖)となり、結果、休校が連続5日以上となった場合においても、基本的には学校給食費の返還又は減額はしません。但し、教育委員会が認めた場合、学校給食費を返還又は減額をする場合があります。

(問い合わせ先)

下呂市教育委員会事務局 学校給食センター 〒509-2504 岐阜県下呂市萩原町跡津 1365 番地 3

TEL:0576-53-0783 FAX:0576-52-4625 E-mail: gco000017@city.gero.lg.jp